

第197号(令和7年4月25日発行)	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

- △ 特定非営利活動促進法施行条例等施行規則の一部を改正する規則【市民局市民協働推進課】 3
- △ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【市民局市民協働推進課】 4

[告示]

- △ 出資法人等の名称【市民局市民情報課】 6
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 7
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 9
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 10
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 11
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 12
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 13
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 14
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 15
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 16
- △ 横浜市戸塚斎場小動物焼却施設使用料及び手数料収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】 17
- △ 「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託【健康福祉局障害施策推進課】 18
- △ 同 【健康福祉局障害施策推進課】 20
- △ 廃棄物(南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場搬入)処理手数料の収納事務の委託【資源循環局施設課】 21
- △ 新綱島駅自転車駐車場整理手数料の収納事務の委託【都市整備局市街地整備調整課】 22
- △ 建設発生土搬入整理券売払代金収納事務の委託【港湾局新本牧事業推進課】 23
- △ 「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託【金沢区地域振興課】 24
- △ 都筑区水と緑の散策マップ売払代金収納事務の委託【都筑区区政推進課】 25
- △ 横浜市山内図書館複写手数料の収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】 26
- △ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】 27
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 29

△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	31
△ 同 【みどり環境局水・土壤環境課】	32
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	33
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	34
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	35
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	36
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	37
△ 同 【建築局調整区域課】	38
△ 同 【建築局調整区域課】	39
△ 同 【建築局調整区域課】	40
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	41
△ 同 【建築局調整区域課】	42
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	43
△ 同 【建築局建築指導課】	44
△ 地域まちづくりプラン認定の失効【都市整備局地域まちづくり課】	45
△ 市街地再開発組合の設立認可【都市整備局市街地整備調整課】	46
△ 関内駅前港町地区市街地再開発組合の設立認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	47
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】	48
△ 同 【磯子区地域振興課】	49
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【戸塚区総務課】	50
[市選挙管理委員会]	
△ 横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【選挙課】	51
△ 公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程【選挙課】	52

規則

特定非営利活動促進法施行条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第58号

特定非営利活動促進法施行条例等施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例等施行規則（平成24年3月横浜市規則第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第33条」に改める。

第4条第2項第3号中「掲示する」を「掲示し、及びウェブサイトに掲載する」に改める。

第32条を第33条とし、第31条を第32条とする。

第30条中「方法は」の次に「、インターネットを利用する方法」を加え、同条を第31条とする。

第29条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第30条とする。

第28条第1号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第2号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第29条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（情報通信技術を利用する方法による手続に関する必要な事項）

第28条 条例第31条の2第1項に規定する法第74条に規定する手続を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し必要な事項については、横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年2月横浜市規則第20号）第4条及び第6条から第10条までの規定の例による。

2 条例第31条の2第2項の電子情報処理組織を使用する方法であつて規則で定めるものは、法第72条第2項に規定する内閣総理大臣が整備するデータベースを使用する方法とし、当該方法により行う場合に關し必要な事項については、横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則第4条及び第6条の規定の例による。

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第59号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（平成24年7月横浜市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第3号中「掲示する」を「掲示し、及びウェブサイトに掲載する」に改める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録による閲覧の方法等）

第22条 条例第22条第1項の電磁的記録に記録されている事項の閲覧の方法はインターネットを利用する方法又は当該事項を当該閲覧を行う指定特定非営利活動法人（条例第4条第1項第6号の規定による閲覧にあっては、特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、条例第22条第1項の当該事項を記載した書類の閲覧の方法は当該事項を記載した書類を当該閲覧を行う指定特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法により行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による電磁的記録による書類の備置きは、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 電磁的記録を当該備置きを行う指定特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を当該備置きを行う指定特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより備え置く方法

3 条例第22条第3項の規定による電磁的記録による書類の作成は、当該作成に係る情報を当該作成を行う指定特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又

は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

告 示

横浜市告示第200号

出資法人等の名称

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第32条第1項の規定により情報公開を行う出資法人等は、次のとおりである。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

公益財団法人横浜市国際交流協会

公益財団法人横浜市スポーツ協会

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

公益財団法人横浜市観光協会

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

公益財団法人横浜企業経営支援財団

公益財団法人横浜市消費者協会

公益財団法人横浜市シルバー人材センター

公益財団法人よこはまユース

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

公益財団法人横浜市総合保健医療財団

公益財団法人横浜市資源循環公社

横浜市住宅供給公社

公益財団法人横浜市建築保全公社

横浜シティ・エア・ターミナル株式会社

横浜高速鉄道株式会社

株式会社横浜シーサイドライン

横浜埠頭株式会社

横浜ベイサイドマリーナ株式会社

公益財団法人帆船日本丸記念財団

横浜ウォーターブラント株式会社

横浜交通開発株式会社

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

公益財団法人よこはま学校食育財団

横浜市告示第201号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	ベネッセ 上大岡保育園
設置者	株式会社ベネッセスタイルケア
所在地	港南区上大岡東一丁目7番44号

横浜市告示第202号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	にじいろ保育園上大岡
設置者	ライクキッズ株式会社
所在地	港南区最戸一丁目21番7号

横浜市告示第203号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	弘明寺なぎさ保育園
設置者	株式会社センター
所在地	南区中島町4丁目85番地の8

横浜市告示第204号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	すくすくキッズとらまる保育園
設置者	特定非営利活動法人とらまる保育園
所在地	金沢区谷津町 337番地

横浜市告示第205号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	どんぐり保育室
設置者	宇田佳菜
所在地	都筑区牛久保西四丁目17番5号

横浜市告示第206号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	新町あいりす保育園
設置者	学校法人横浜アイリス学園
所在地	神奈川区新町14番地の2

横浜市告示第207号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	家庭的保育事業
施設名称	かわち保育ルーム
設置者	河内真澄
所在地	神奈川区菅田町 1,548番地の52

横浜市告示第208号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	アミ一保育室本牧原
設置者	株式会社アミ一
所在地	中区本牧原21番地

横浜市告示第209号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	+Uすくすくキッズ園
設置者	ウスイホーム株式会社
所在地	金沢区谷津町 337番地

横浜市告示第210号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	家庭的保育事業
施設名称	そのだ家庭保育室
設置者	園田弘子
所在地	都筑区牛久保西四丁目17番5号

横浜市告示第211号

横浜市戸塚斎場小動物焼却施設使用料及び手数料収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に収納事務を委託した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 指定公金事務取扱者の名称

富士建設工業株式会社

2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地

新潟市北区島見町3,307番地の16

3 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入

横浜市戸塚斎場小動物焼却施設使用料及び手数料

4 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和6年4月1日

5 収納事務の委託をした日

令和7年4月1日

横浜市告示第 212 号

「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「障害福祉のあんない」売払代金収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
社会福祉法人大樹 理事長 山本一郎	鶴見区北寺尾四丁目21番20号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
一般財団法人横浜市 ひとり親家庭福祉会 理事長 道下久美子	神奈川区立町14番地の3	同
グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社 代表取締役 浮穴浩一	西区みなとみらい三丁目6番1号	同
社会福祉法人そよかぜの丘 理事長 高森政雄	港南区港南四丁目2番8号	同
社会福祉法人ル・ブリ 理事長 宮内眞治	旭区金が谷550番地	同
株式会社清光社 代表取締役 鈴木真	中区山下町1番地	同
社会福祉法人横浜共生会 理事長 村松紀美枝	港北区新吉田町6,001番地の6	同

社会福祉法人ひかり 理事長 齊藤進治	戸塚区川上町4番地 の9	同
社会福祉法人訪問の家 理事長 名里晴美	栄区桂台中4番7号	同
有限会社ヤスイチ酒店 代表取締役 安西稔	泉区和泉中央北六丁目25番1号	同
社会福祉法人すみなす会 理事長 村上友利	金沢区釜利谷南二丁目8番1号	同
株式会社サンワックス 代表取締役 野原治人	埼玉県熊谷市間屋町2丁目5番13号	同

横浜市告示第213号

「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり「障害福祉のあんない」売払代金収納事務を委託した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
社会福祉法人光友会 理事長 五十嵐 紀子	藤沢市獺郷字大向 1,008番地の1	令和7年4月1日 から令和8年3月 31日まで
社会福祉法人ほどが や 理事長 黄金井 渡	保土ヶ谷区神戸町 140番地の2	同

横浜市告示第214号

廃棄物（南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理手数料の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、廃棄物処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
公益財団法人横浜市資源循環公社
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
中区尾上町1丁目8番地
- 3 委託した収納事務に係る歳入
廃棄物処理手数料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 5 収納事務の委託をした日
令和7年4月1日

横浜市告示第215号

新綱島駅自転車駐車場整理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新綱島駅自転車駐車場整理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜サイカパーク キング株式会社	中区尾上町6丁目81番地	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

横浜市告示第216号

建設発生土搬入整理券売扱代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、建設発生土搬入整理券売扱代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜埠頭株式会社 代表取締役社長 植松久尚	中区山下町2番地	令和7年4月1日 から令和8年3月 31日まで

横浜市告示第217号

「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 指定公金事務取扱者の名称

一般社団法人横浜金沢観光協会

2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地

金沢区洲崎町1番18号

3 委託した収納事務に係る歳入

「横浜金沢魅力帳」の売払代金に係る収納事務

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年3月19日

5 収納事務の委託をした日

令和7年4月1日

横浜市告示第218号

都筑区水と緑の散策マップ売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、都筑区水と緑の散策マップ売払代金収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会 理事長 道下久美子	神奈川区立町14番地の3	令和7年4月1日 から令和8年3月 31日まで

横浜市告示第219号

横浜市山内図書館複写手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、横浜市山内図書館複写手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
有隣堂グループ代表者 株式会社有隣堂 代表取締役 松信健太郎	戸塚区品濃町881番地の16	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

公 告

横浜市公告第236号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	ヤオコー東戸塚店 戸塚区前田町100番地
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人 埼玉県川越市新宿町1丁目10番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人 埼玉県川越市新宿町1丁目10番地の1
大規模小売店舗の新設をする日	令和7年12月1日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,798 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 105台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 90台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 118.45 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 13.08 m ³

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前8時00分 閉店時刻 午後10時45分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から午後11時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口1か所、出口1か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時まで ほか

(添付図面は省略)

- 2 届出年月日
令和7年3月31日
- 3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課
戸塚区戸塚町16番地の17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

横浜市公告第237号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜ベイクオーター

神奈川区金港町1番地の10

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱倉庫株式会社

代表取締役 斎藤秀親

東京都中央区日本橋1丁目19番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名	三菱倉庫株式会社 取締役社長 岡本哲郎 東京都中央区日本橋1丁目19番1号	三菱倉庫株式会社 代表取締役 斎藤秀親 東京都中央区日本橋1丁目19番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社アクタス 代表取締役 休山昭 東京都新宿区新宿2丁目19番1号 ほか48者	株式会社アクタス 代表取締役社長 村田謙 東京都新宿区新宿2丁目19番1号 ほか29者
(4) 変更の年月日	令和7年4月1日	
(5) 変更した理由	設置者の代表者変更のため ほか	

2 届出年月日

令和7年4月7日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告 第 238 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 形質変更時要届出区域の所在地

鶴見区末広町1丁目7番の2及び9番の2の各一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横浜市公告 第 239 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 形質変更時要届出区域の所在地

鶴見区大黒町39番の1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

横浜市公告第240号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

変更年月 日	指定 番号	名 称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年 3月3日	30660	有限会社サンスイ工業	鈴木 雄二	(新)茅ヶ崎市赤羽根 538 番地 (旧)茅ヶ崎市赤羽根 448 番地 の 5

横浜市公告第241号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
11250	有限会社相澤 工務店	港南区下永谷 五丁目11番29 号	令和7年3月31日

横浜市公告第 242 号

建築協定に加わる意思の表示

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき、鴨志田町第一地区建築協定に加わる意思の表示があった。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市公告第243号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づき、志比礼上地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧期間

令和7年4月25日から令和7年5月28日まで

2 縦覧場所

横浜市建築局建築指導部建築企画課
中区本町6丁目50番地の10

3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

4 公開による意見の聴取の期日

令和7年6月11日午前9時00分

5 公開による意見の聴取の場所

栄区小菅ヶ谷一丁目5番4号
サカエスタ グループ室

横浜市公告第244号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年2月8日 第2022開1209号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川区三枚町 266番地の6
株式会社三枚不動産
代表取締役 織茂誠一
神奈川区三枚町 640番地
株式会社宮武不動産
代表取締役 餅田公子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
緑区三保町 2,238番の3、2,238番の17から2,238番の20まで
及び 2,257番の1の一部

横浜市公告第245号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年10月15日 第2024開1606号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市高津区溝口4丁目9番4号
スカイホーム株式会社
代表取締役 大須賀幹雄
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
泉区和泉中央南四丁目 3,773番の1及び 3,773番の3から 3,773番の10まで

横浜市公告第246号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年12月5日 第2024開1608号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
瀬谷区卸本町 9,279番地の43
株式会社アイシマ
代表取締役 相澤 剛
泉区和泉町 3,134番地
有限会社岡右衛門
代表取締役 清水 祝夫
泉区和泉町 3,134番地
清水 祝夫
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
泉区和泉町 3,200番の1

横浜市公告第247号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年12月18日 第2024開1717号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西区高島一丁目1番2号

三井不動産レジデンシャル株式会社

執行役員横浜支店長 岡本達哉

3 開発区域に含まれる地域の名称

青葉区新石川一丁目29番の3から29番の5まで、29番の23及び29番の24

横浜市公告 第 248 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 指定番号

第2025・6・1号

2 指定年月日

令和7年4月15日

3 道路の幅員

4.50 m

4 道路の延長

17.88 m

5 指定の場所

港南区笹下二丁目 233番の1

6 申請者の氏名

株式会社オープンハウス・ディベロップメント

代表取締役 福岡 良介

横浜市公告第249号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 指定番号

第2025・16・1号

2 指定年月日

令和7年4月11日

3 道路の幅員

4.50 m

4 道路の延長

30.88 m

5 指定の場所

泉区新橋町15番の5及び15番の5の先

6 申請者の氏名

株式会社天野不動産

代表取締役 天野則行

横浜市公告 第 250 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第32・82号

2 廃止年月日

令和7年3月14日

3 廃止部分の道路の幅員

6.00 m

4 廃止部分の道路の延長

41.55 m

5 廃止の場所

戸塚区汲沢六丁目 1,867番の27地先から 1,910番の2地先まで

横浜市公告第251号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 廃止年月日

令和7年4月8日

2 廃止部分の道路の幅員

4.00 m

3 廃止部分の道路の延長

8.11 m

4 廃止の場所

戸塚区平戸町 204番の7の一部

横浜市公告第252号

地域まちづくりプラン認定の失効

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則（平成17年9月横浜市規則第113号）第9条第6項の規定に基づき、次の地域まちづくりプラン認定は、当該組織認定の有効期間を経過した令和7年4月1日に失効した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 地域まちづくりプランの名称
霧が丘六丁目地区 多世代が快適に暮らせる魅力をつくるまちづくりプラン
- 2 地域まちづくり組織
霧が丘六丁目まちづくり推進会

横浜市公告 第 253 号

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 組合の名称

関内駅前港町地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和7年4月25日から令和15年3月31日まで

3 施行地区

中区尾上町2丁目23番の2、23番の4の一部、25番、26番、27番の1及び27番の2並びに真砂町2丁目11番の2、12番の1、12番の2、13番の1、13番の2、14番の1、14番の2、15番、16番の1から16番の3まで、17番の1から17番の3まで、18番の2、22番、22番の1、22番の2、23番、24番の1、24番の2、26番、27番及び3丁目33番の2の一部並びに港町2丁目3番の2、3番の4、6番、7番、8番の1、8番の2、9番及び3丁目10番の2の一部

4 事務所の所在地

中区港町2丁目9番地

5 設立認可の年月日

令和7年4月25日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合の掲示板及び組合のウェブサイトに掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。

8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和7年5月24日

横浜市公告第 254 号

関内駅前港町地区市街地再開発組合の設立認可に係る関
係図書の縦覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第19条第1項の規定により
、関内駅前港町地区市街地再開発組合の設立の認可を公告したので
、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月25日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局都心活性化推進部都心再生課

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日
及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す
る休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

区告示

戸塚区告示第2号（令和7年4月17日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東栄むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年4月17日

横浜市戸塚区長 近藤 武

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	田邊正文 戸塚区汲沢町 1,000番 地の32	渡邊憲一 戸塚区汲沢町 1,002番 地の41

磯子区告示第1号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、森南町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年4月25日

横浜市磯子区長 高橋 功

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	星野琴子 磯子区森六丁目14番3号	長谷川宏 磯子区森六丁目1番20号

区 公 告

戸塚区公告第74号（令和7年4月10日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年4月10日

横浜市戸塚区長 近藤 武

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横浜 31—32 横浜	令和7年2月24日

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年4月25日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会規程第2号

横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部
を改正する規程

横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年2月
市選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年4月25日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程（昭和38年3月横浜市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第11号様式の4（注意）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。